

函館市前払金払制度実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(保証契約証書の提出)</p> <p>第5条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。</p> <p>2 前払金の支払を請求する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定により締結した保証契約に係る保証契約証書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前項の保証契約証書を提出した者は、市と締結した工事に係る契約内容の変更に伴い、当初の契約金額に増減が生じたときは、遅滞なく当該変更に係る保証契約証書を市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(保証契約証書の提出)</p> <p>第5条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。</p> <p>2 前払金の支払を請求する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定により締結した保証契約に係る保証契約証書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前項の保証契約証書を提出した者は、市と締結した工事に係る契約内容の変更に伴い、当初の契約金額に増減が生じたときは、遅滞なく当該変更に係る保証契約証書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>保証契約を締結した者(契約者という。以下この項において同じ。)は、前2項の規定による保証契約証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じることができる。この場合において、契約者は当該保証契約証書を市長に提出したものとみなす。</u></p>
<p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(遅延利息)</p> <p>第8条 市長は第6条第2項本文または前条の規定により前払金を返還すべき者が指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を納付させるものとする。</p>	<p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(遅延利息)</p> <p>第8条 市長は第6条第2項本文または前条の規定により前払金を返還すべき者が指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を納付させるものとする。</p>
<p>第9条～第10条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>第9条～第10条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>